

2026年2月12日

各 位

会社名 株式会社 T O R I C O
代表者名 代表取締役社長 安藤 拓郎
(コード番号：7138 東証グロース市場)
問合せ先 専務取締役 鯉沼 充
(TEL. 03-6261-4346)

第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）の発行価額の
払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年1月27日開催の取締役会において決議した、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026年2月12日に発行価額の総額（16,735,360円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年1月27日公表の「第三者割当による第 11 回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	2026年2月12日
(2) 新株予約権の総数	104,596個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発 行 価 額	総額16,735,360円（新株予約権1個当たり160円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式10,459,600株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は195円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,459,600株であります。
(5) 調達資金の額	4,073,519,760円(注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	(1) 当初行使価額は389円とします。 (2) 行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）に初回の修正がなされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がなされ、以後3取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。 本(2)に基づく修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2026年1月27日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日（以下、2026年1月27日とあわせて個別に又は総称して「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する

	<p>当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額 (但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。) に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(3) 上記(2)にかかわらず、①2026年12月29日、同月30日、2027年12月29日及び同月30日(以下「行使不能日」といいます。)、②当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含みます。)から当該株主確定日等(当日を含みます。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。)、並びに③当該行使不能日の翌取引日又は当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該行使不能日又は当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記(2)に準じて行使価額は修正されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 権 利 行 使 期 間	2026年2月13日から2028年2月14日までとします。
(9) そ の 他	当社は、EVO FUND との間で、①当社は、EVO FUND が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を何度でも指定することができること、②EVO FUND が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を2026年1月27日付で締結しております。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に割当先との間で、総数引受契約を締結しております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(当初行使価額にて算定)を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。

以 上